

# 一般社団法人 土の香工房定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人大の香工房と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を新潟県上越市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害者・高齢者や支援を必用とする者に対して、就労訓練・雇用の場として自然栽培による福祉農園での栽培・加工・販売事業を行い、自立と生活の質の向上と、後見的支援を要する人々とその関係者に対し、成年後見制度の普及・啓発活動及び相談・助言活動等によって、権利擁護と地域の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 就農による障害者・高齢者の生活の自立を図る生活支援事業
- (3) 労働市場において不利な立場にある者の就農による就労支援事業
- (4) 料理飲食に関わる福祉サービス事業
- (5) 福祉農園の整備事業
- (6) 農水産物の乾燥加工事業
- (7) 障害者の送迎に関する事業
- (8) 成年後見等の相談・支援に関する事業
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社（入会）した個人又は団体を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下『一般法人法』という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より一週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

### 第4章 役員

(員数)

第18条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上3名以内

(2) 監事 1名

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、理事長とし、当法人を代表する。
- 3 当法人の業務は、専ら理事長が執行する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の報酬等)

第23条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第25条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第30条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国・地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人に贈与する。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第33条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	早津 薫	加藤正子
設立時代表理事	早津 薫	
設立時監事	清澤 明	

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第34条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1	早津 薫	新潟県上越市大字丸山新田183番地1
2	清澤 明	新潟県上越市昭和町2丁目9番1号

(法令の準拠)

第35条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人土の香工房設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年12月25日

設立時社員	早津 薫	印
設立時社員	清澤 明	印